

千葉県監視カメラ等貸与要領

1 趣旨

この要領は、不法投棄の事前防止を図るため、ごみステーションを管理する団体（以下「管理団体」という。）に対し、監視カメラ、監視ダミーカメラ及びセンサーライトの無償貸与（以下「監視カメラ等の貸与」という。）を行うことについて必要な事項を定める。

2 監視カメラ等の貸与の対象のステーション

監視カメラ等の貸与の対象となるステーションは、原則的として次の各号に該当するごみステーションとする。

(1) 監視カメラ

特に不法投棄が著しいごみステーションに設置する。

(2) 監視ダミーカメラ

監視カメラを撤去したごみステーション及び不法投棄が著しいごみステーション に設置する。

(3) センサーライト

夜間に不法投棄が著しいごみステーションに設置する。

3 監視カメラ等の貸与の申請

(1) 監視カメラの貸与を受けようとする管理団体は、監視カメラ貸与申請書（様式第1号）に誓約書（様式第4号）及び設置場所を示す地図を添付して管轄する環境事業所へ申請するものとする。

(2) 監視ダミーカメラ又はセンサーライトの貸与を受けようとする管理団体は監視ダミーカメラ及びセンサーライト貸与申請書（様式第2号）に誓約書（様式第4号）及び設置場所を示す地図を添付して管轄する環境事業所へ申請するものとする。

4 監視カメラ等の貸与及び設置場所

(1) 前項の申請について設置が可能と認められる場合、環境事業所長は申請を行った管理団体に対し、申請を受理した日から2週間以内に監視カメラ等貸与決定通知書（様式第3号）を交付し、監視カメラ等の貸与を行うものとする。

(2) 監視カメラ等の設置場所は、管理団体及び環境事業所で協議し、環境事業所長が決定するものとする。

5 監視カメラ等の貸与期間

監視カメラ等の貸与期間は6ヶ月とする。

6 遵守事項

監視カメラ等の貸与を受けた管理団体は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 監視カメラ等の貸与を受ける管理団体の代表者を使用責任者とする。

(2) 監視カメラ等は、破損等に注意し、丁寧に取り扱うこと。

(3) 使用責任者は十分な注意を払い、監視カメラ等を管理すること。

(4) 監視カメラ等は、その目的以外には使用しないこと。

(5) 監視ダミーカメラ及びセンサーライトは、歩行者及び車両等の通行に支障とならないよう設置すること。

(6) 監視カメラ等が不要となったときは、管轄する環境事業所へ連絡し、返却すること。

(7) 監視カメラの設置及び撤去に掛かる費用以外に発生した費用は使用責任者が負担すること。

- (8) 監視ダミーカメラ及びセンサーライトの設置、維持管理に係る費用は、使用責任者が負担すること。
- (9) 監視カメラ等の使用に伴う第三者との紛争は、使用責任者において解決すること。
- (10) 千葉市から監視カメラ等の設置状況や効果等について報告を求められた場合は速やかに応じること。
- (11) 監視カメラ等の設置・管理・撤去等により、死亡、負傷又は財産上の損害を受けた場合、使用責任者が全責任を負い、市に対して賠償等を請求しないこと。

7 監視カメラの撮影データの取扱い

- (1) 貸与した監視カメラの制御電源等収納箱を施錠する鍵は、市が保管管理する。ただし、管理団体の代表者と協議の上、市長が委嘱する廃棄物適正化推進員又は不法投棄監視員が保管管理することができるものとする。
- (2) 撮影データの解析と管理は、市が行う。
- (3) 市は、不法投棄者確認等のため、必要に応じ、廃棄物適正化推進員、不法投棄監視員に撮影データの確認を依頼することができる。
- (4) 撮影データの保存期間は3年間とする。

8 その他

環境事業所長は、貸し出した監視カメラ等に盗難・破損等が発生した場合は使用責任者から監視カメラ等盗難等報告書（様式5号）を徴さなければならない。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。ただし、様式第5号の改正規定は同年6月1日から施行する。

監視カメラ貸与申請書

(あて先) 千葉市長

下記の通り、監視カメラの貸与を申請します。監視カメラの使用に当たっては設置及び撤去に係る費用以外の費用を負担します。また、監視カメラの管理に十分に注意し、不要になったときは速やかに環境事業所へ返却します。

記

申請者 管理団体名 _____
(代表者)
住所 _____

(署名) 氏名 _____ (担当者 _____)

連絡先電話番号 _____ () _____

連絡先 E-mail アドレス _____ @ _____

使用場所 千葉市 _____ 区 _____

添付書類：誓約書 (様式第 4 号)、設置場所を示す地図

事業所記入欄

使用する場所 住宅地図

_____ 区 _____ 頁

年 月 日

監視ダミーカメラ及びセンサーライト貸与申請書

(あて先) 千葉市長

下記の通り、監視ダミーカメラ及びセンサーライトの貸与を申請します。監視ダミーカメラ及びセンサーライトの使用に当たっては、設置及び維持管理に係る費用を負担します。また、監視ダミーカメラ及びセンサーライトの管理に十分に注意し、不要になったときは速やかに環境事業所へ返却します。

記

申請者 管理団体名 _____
(代表者)
住所 _____

(署名)氏名 _____ (担当者 _____)

連絡先電話番号 _____ (_____)

連絡先 E-mail アドレス _____ @ _____

貸与を希望する監視カメラ等 (□にレ☑を入れて下さい。)

□監視ダミーカメラ □センサーライト

使用場所 千葉市 _____ 区 _____

添付書類：誓約書 (様式第 4 号)、設置場所を示す地図

事業所記入欄

使用する場所 住宅地図

_____ 区 _____ 頁

年 月 日

監視カメラ等貸与決定通知書

様

千葉市長

年 月 日付で申請のあった監視カメラ等貸与について、次のとおり監視カメラ等の貸与を決定したので千葉市監視カメラ等貸与要領第 4 項 1 号の規定により通知します。

記

- 1 品名 監視カメラ 1 台
 監視ダミーカメラ 1 台
 センサーライト 1 台

- 2 貸与期間
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

- 3 設置場所
千葉市 区
-
-

誓 約 書

- (1) 使用責任者（管理団体の代表者）は、監視カメラ等を、破損等に注意し、丁寧に取り扱います。
- (2) 監視カメラ等は、その目的以外には使用しません。
- (3) 監視ダミーカメラ及びセンサーライトは歩行者及び車両等の通行に支障とならないよう設置します。
- (4) 監視カメラ等が不要となったときは、環境事業所へ速やかに返却します。
- (5) 監視カメラの設置及び撤去費用以外に生じた費用は使用責任者が負担します。
- (6) 監視ダミーカメラ及びセンサーライトの設置並びに維持管理に係る費用は使用責任者が負担します。
- (7) 監視カメラ等の使用に伴う第三者との紛争は、使用責任者において解決します。
- (8) 千葉市から設置状況や効果等について報告を求められた場合は速やかに応じます。
- (9) 貸与を受けた監視カメラ等の設置・管理・撤去等により死亡や身体的負傷、財産上の損害等が生じた場合、使用責任者が全責任を負い、千葉市に対して賠償等を請求しません。

監視カメラ等の貸与申請に当たり、上記の内容について厳守することを誓約します。

(あて先) 千葉市長

年 月 日

団体名

(署名) 代表者氏名

(担当者)

連絡先電話番号

連絡先 E-mail アドレス

@

